

西陵中学校いじめ防止基本方針

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。また、それだけにとどまらず、生命又は身体に重要な危険を生じさせる怖れがあるため、決して許されない行為である。そのために、すべての生徒達が安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体で作っていくことが求められている。学校にあたっては、生徒達の絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、家庭、地域社会と連携を図り、いじめの未然防止と早期解消に取り組まなくてはならない。

2. いじめに対する基本方針

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりえるもの」であり、多くの生徒が「暴力を伴わないいじめ」を被害者と加害者を入れ替わりながら経験する可能性がある。それに加えて、見えない場所で被害が発生している場合や被害者・加害者という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題等がある場合も十分に認識しておかなければならない。

「いじめは、決してゆるされないことである。」ことを共通認識として、教職員および家庭、地域の人々と一体となって、すべての関係者が連携して未然防止と解消にあたる。なお、この基本方針は、西陵中学校ホームページに掲載され、入学時には、生徒および保護者に通知する。

3. いじめ防止のための施策

（１）早期発見・早期対応

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であるため、日常から共感的な人間関係の醸成に努め、子どもが発する情報を見逃さず、いじめの早期発見に努める。手段として、定期的にいじめ等のアンケート調査を実施するとともに、定期的な教育相談などを通して子どもの悩みや保護者の不安を把握し、改善、解決にあたる。また、定期的なアンケートや教育相談以外にも、休み時間や放課後の雑談の中で生徒の様子に目を配り、日常で教職員と生徒との間で行われる生活ノートを活用して交友関係や悩みを把握することで情報を収集する。しかし、いじめられている場合でも、本人が否定する場合は考えられるため、その生徒の表情や様子をきめ細かく観察することで、確認する必要がある。また、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

（２）いじめを許さない学校づくり

「いじめは絶対に許されない」という認識を、学校教育全体を通じて生徒一人一人に徹底し、指導することで心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、道徳教育、情報モラル教育、人権教育の確実な推進により、小中学校が連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を進めることで、いじめを生まない土壌をつくる。また、学校行事や様々な体験活動を通して生徒の心の醸成と自己有用感の向上を図るように支援する。さらに、各関係機関と連携を図り、体験活動や研修の場を設定する。「学校いじめ防止プログラム」を策定、見直しを図る中で、各行事における人権意識の情操、PTAと連携した挨拶運動などの具体的な活動の場を位置づけることで、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校づくりをすることで、いじめの未然防止に努める。また、年度末には学校評価等で、その達成状況を把握する。

（３）学校、家庭、地域社会と連携した取り組み

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すために、家庭、子どもの健全育成に関わる関係諸団体、機関等と連携し、情報交換と行動連携に努める。町の青少年育成会やPTAの行事に子どもたちの参加を促し、町の中に子どもたちの居場所づくりに努めることで、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにした、学校と家庭、地域社会が組織的に連携・協働する体制を構築する。

4. いじめに対する措置

（１）いじめの発見・通報を受けた時の対応

遊びや悪ふざけ等いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談があった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、秘匿性を守るため情報源の確保を徹底する。発見・通報を受けて教職員は担当から情報を上げ、速やかに関係生徒から情報を聞き取り、いじめの事実の有無、事情の確認を行い、その場に応じた適切な指導をする。事実確認の結果は、校長が市教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

（２）いじめの認知

いじめを認知した場合は、その解決に向けて「いじめ対策委員会」を招集し、必要に応じて以下の取り組み

を進める。①事実の確認（調査） ②指導方針の決定 ③保護者への連絡 ④関係者、関係機関との連携⑤経過の観察・指導 ⑥いじめ解消の認定

（3）いじめられた生徒またはその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行い、以後、必要な対応、指導を進めていくことを伝えることで、一定の安心感を持てるよう話をする。また、家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を伝え、当該生徒の見守り等を行い、寄り添い支える体制をつくり安全を確保する。必要に応じて、スクールカウンセラー等により、心のケアを行い、当該生徒が安心かつ落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

（4）いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあった場合には、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや子ども相談センター、子育て支援課、警察署の生活安全課等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係の聴取後には、迅速に保護者に連絡をすることで、事実に対する保護者の理解や納得の了承の上で、学校と連携してその後の対応を適切に行うために協力を求めて、保護者に対しても継続的な助言及び普段の生活の様子等を伝える。

いじめた生徒への指導にあたっては、別室で指導したり状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめは、人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、いじめた生徒が抱える問題といった、いじめの背景にも目を向けることで、心理的な孤独感・疎外感を与えないように配慮することで、いじめた生徒が安心・安全で健全な人格の発達を促すとともに、生徒自身が、自らの行動の悪質性を理解し、健全な人間関係を構築できるような指導を行う。

（5）いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分自身の問題であると捉えさせて、いじめをやめさせることができなくても誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、「観衆」として囃し立てて同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。その上で、その集団に対して事実について話し合い等を行い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育成する。

また、集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推し進める。

（6）ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。プロバイダに対して速やかに削除を求める等の必要な措置をとる。このような措置をとる場合や被害がより拡大しそうな場合には、必要に応じて関係機関等への協力を求める。

SNS、携帯電話のメールを利用したいじめはより大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことをあらゆる機会を利用して行う。

（7）いじめの解消

いじめの解消とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること（少なくとも3か月間を目安）と、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められることであるため、相当期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で実態(被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する)を把握するとともに判断を行う。

（8）資料の保管について

実施したアンケートの回収用紙などの一次資料は、当該生徒が卒業するまで学校で保管する。また、アンケート結果や面談の様子を集計した文書などの二次資料および調査報告書は、5年間学校で保管する。

5. 重大事態への対処

学校における観察や本人、保護者からの申立て等によりいじめの重大事態の発生が疑われる場合には、調査を行うために、校長は直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、市教育委員会が主体となっていく場合があり、その判断は市教育委員会に委ねる。市教育委員会の判断により学校が主体となっていく調査を行う場合、当該調査組織を速やかに設けて、この組織を主体として、調査、検討を行い、調査書をまとめる。学校側は、資料として生徒へのアンケート調査、聞き取り調査等を実施し、調査書とともに市教育委員会へ提出する。

当該調査組織は、学校関係者、地域住民、第三者の関係機関及び専門機関から選出し、公平性・中立性が保たれるように配慮する。そのために、重大事態を解決するためには、学校、家庭、地域社会が連携を深め、一体となって社会全体で生徒の健全育成に取り組むことが重要である。しかし、重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難であると考えられるため、平時から調査を行うための組織を設置する。

(令和2年7月28日現在)